

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による平成 29 年度定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 杉 林 憲 治

定例監査結果報告書

1 監査対象部署 経済観光文化部

文化創造課（仙叟屋敷ならびに玄庵，松雲堂，登窯展示館含む），
こまつ曳山交流館みよっさ，博物館，市民ギャラリー「ルフレ」，
本陣記念美術館，錦窯展示館，宮本三郎美術館，宮本三郎ふるさと館，
商工労働課

2 監査実施日 平成30年1月23日

3 監査実施場所 監査委員室

4 監査の範囲 平成29年度の財務に関する事務及び事業の管理全般

5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖

監査委員 杉林 憲治

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，経済観光文化部長及び観光文化担当部長ほか関係職員の同席の下，課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<商工労働課>

商工労働課は地域経済活性化の旗振り役として、企業誘致の促進と地域企業の活性化を施策の柱に事業を実施している。企業誘致においては、企業が進出先を選定する際に求める要件を調査・把握して施策を展開し、また、地域企業に対する支援においては、企業ニーズに合致した商機に繋がる内容の制度整備を検討されたい。

これらの広報活動は市ホームページ等で行なっているが、各関係機関・団体への情報提供及び海外へ向けた情報発信にも積極的に取り組まれたい。